資料３－４

⑤グループ研究及び⑥制度改革の方向性、実施について

⑤グループ研究について

グループ研究であることの必然性、研究代表者の責任と権限、実施体制については、事前評価において、「研究開発実施体制の妥当性」として「研究開発の効率的な実施に必要な研究管理能力、研究体制、研究設備等を有していること」を評価項目の１つとしている。

なお、研究分担者自身に研究費（現金）を配分するようなグループ研究は助成の対象としていない。

⑥制度改革の方向性、実施について

(1)プログラムオフィサーについて

a）利益相反

利益相反が生じないよう、連携企業に出向元の企業が入っている場合は、当該テーマの担当を他の主査に代わってもらうことをルール化するなど、公平性の徹底を図ることを検討する。

b）給与

平成１５年度の独法化後に専任（１００％給与支出）職員を１名プログラムオフィサーとして配置することを考えている。また、その後についても、現在企業から出向している主査について、任期付き採用により、１００％給与をＮＥＤＯが負担する形態に変える方向で検討する。

(2)経理について

個人経理は不祥事につながるおそれがあることから、次年度の公募から個人経理を全廃し、大学などの研究代表者の所属する機関に必ず経理事務を委任するよう求める方向で検討中。現在、助成を行っている研究代表者のうち２９８名は、その所属する機関に経理事務の委任を行っているが、１名（国立研究所に属する研究者）については、その所属する機関側の都合により、経理事務の委任を行っていない。

(3)公募

独法化後に、独法化のメリットを最大限活かし、通年公募、年複数回交付決定、事業期間の弾力化（採択決定日から1年間を確保）等の制度見直しを行う。

(4)研究期間の延長

当初の研究期間（原則3年間）の終了後、優れた研究成果が得られ、且つ発展の見込まれる課題については研究期間を更に2年間延長する。